



# 理容師制度・美容師制度における養成のあり方について

厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 国家戦略特区ワーキンググループ

- 令和5年12月21日に「国家戦略特区ワーキング・グループ」で、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」（提案者：一般社団法人日本ビューティー創生本部）が議題として取り上げられた。

### 提案内容

- （案1）現場に必要な技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することによる修学期間の短縮
- （案2）理容実習における実務実習に重点を置いた教科課程の新設

## 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について

- 令和6年6月4日に開催された国家戦略特別区域諮問会議（第63回）で、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」がとりまとめられ、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に対する対応方針が示された。

### 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等（抜粋）

1. 新たに講ずべき具体的な施策
  - （1）地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項
  - （2）「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項
  - （3）（1）及び（2）以外の規制・制度改革事項
- ③理容師制度における養成方法の検討
  - ・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

## 1. 設置趣旨・目的

理容師制度及び美容師制度は、これまで、その時々、の社会的背景や科学技術の進歩等を踏まえつつ、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、累次にわたる見直しを実施してきた。

近年、消費者ニーズ等の高度化・多様化がより一層進み、理容師及び美容師に求められる役割や技術等のあり方も多様化・複雑化する中で、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、理容師制度及び美容師制度のあり方などに関して必要な事項についての総合的な検討を行うために、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会を設置する。

## 2. 専門委員会構成員

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| (公財) 理容師美容師試験研修センター理事長     | 遠藤 弘良  |
| 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長         | 大森 利夫  |
| (公社) 日本理容美容教育センター理事長       | 谷本 穎昭  |
| 北里大学医療衛生学部保健衛生学科公衆衛生学研究室教授 | 内藤 由紀子 |
| ◎ 青山学院大学経営学部教授             | 芳賀 康浩  |
| 学習院大学法学部政治学科教授             | 藤田 由紀子 |
| 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長       | 藤原 國明  |
| 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長       | 増田 悦子  |
| 生活協同組合パルシステム東京理事長          | 松野 玲子  |
| 江戸川大学学長                    | 宮崎 孝治  |

◎ は委員長、五十音順

## 3. 所掌事務

理容師制度及び美容師制度のあり方等に関する事項

## 4. スケジュール（予定）

- ◆ 令和6年 6月18日 第1回専門委員会
  - ・理容師・美容師制度を巡る現状と動向
  - ・当面のスケジュール（案）
- ◆ 令和6年 9月12日 第2回専門委員会
  - ・検討に当たっての主な論点（案）
  - ・美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告
  - ・関係者へのヒアリング①  
（日本ビューティー創生本部）
- ◆ 令和6年12月25日 第3回専門委員会
  - ・関係者へのヒアリング②（養成施設×2校）
- ◆ 令和7年 2月28日 第4回専門委員会
  - ・理容師・美容師の養成のあり方等に関する今後の検討に向けた整理（案）
- ◆ 令和7年春頃 第5回専門委員会
  - ・当面の方針のとりまとめ（予定）

# 専門委員会における議論の経緯

## 議論の主な経過

- 第2回専門委員会（R6.9.12）において、特区提案の提案者（日本ビューティー創生本部）よりヒアリングを実施。  
→提案者より、「（案2）理容実習における実務実習に重点を置いた教科課程の創設」を中心に議論を実施して欲しい旨の説明あり。
- 第3回専門委員会（R6.12.25）において、国際理容美容専門学校及び岩手理容美容専門学校よりヒアリングを実施。
- ヒアリングの結果等を踏まえ、事務局において、検討に当たっての主な論点（案）を整理し、専門委員会にて議論。

【参考】特区提案の（案2）理容実習における実務実習に重点を置いた教科課程の創設

| 【既存課程】    |           | 【新課程】       |         |         |
|-----------|-----------|-------------|---------|---------|
| 課目        | 2年間       | 課目          | 1年目     | 2年目     |
| 関係法規・制度   | 30時間      | 関係法規・制度     | 30時間    | —       |
| 衛生管理      | 90時間      | 衛生管理        | 90時間    | —       |
| 保健        | 90時間      | 保健          | 90時間    | —       |
| 香粧品化学     | 60時間      | 香粧品化学       | 60時間    | —       |
| 文化論       | 60時間      | 文化論         | 60時間    | —       |
| 理容技術理論    | 150時間     | 理容技術理論      | 150時間   | —       |
| 運営管理      | 30時間      | 運営管理        | 30時間    | —       |
| 理容実習      | 900時間     | 理容実習（養成施設内） | 150時間   | —       |
| （うち、実務実習） | （120時間まで） | 理容実習（実務実習）  | —       | 1,200時間 |
| 選択課目      | 600時間     | 選択課目        | 150時間   | —       |
| 合計        | 2,010時間   | 合計          | 2,010時間 |         |

維持

養成施設内での  
実習時間を短縮  
（実務実習に振替）

実務実習の時間拡大

選択課目の時間の一部を  
実習に振替

### 《ポイント》

- 現行制度で定められた総枠（2,010時間）の範囲内で再編成。学ぶ内容は既存課程と遜色なく、時間の使い方（学ぶ手段）を変えるもの。
- 理容実習は、既存課程では2年間で900時間（うち、実務実習は年間60時間まで（＝2年で120時間まで））であるが、新課程では、  
1年目は養成施設内で150時間かけて国家試験対策（用具、カットting、シェービング及び顔面処置、整髪、仕上がり状態）を学ぶために必要な実習を実施し、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うものとする。
- 選択課目は、学校の判断で適切な課目を設定することとされているが、新課程では、養成施設内で150時間実施するに留め、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替える（※当校では150時間の使い方として、理容師の独自業務であるシェービングに特化することを想定）。
- 上記により、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことを可能とする。

# (参考) 現行の理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程について

- 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定。

## 昼間課程及び夜間課程

（通常課程）2年以上

|      | 課 目        | 単 位 数  | 時 間 数     |
|------|------------|--------|-----------|
| 必修課目 | 関係法規・制度    | 1単位以上  | 30時間以上    |
|      | 衛生管理       | 3単位以上  | 90時間以上    |
|      | 保健         | 3単位以上  | 90時間以上    |
|      | 香粧品化学      | 2単位以上  | 60時間以上    |
|      | 文化論        | 2単位以上  | 60時間以上    |
|      | 理容（美容）技術理論 | 5単位以上  | 150時間以上   |
|      | 運営管理       | 1単位以上  | 30時間以上    |
|      | 理容（美容）実習   | 30単位以上 | 900時間以上   |
|      | 小計（A）      | 47単位以上 | 1,410時間以上 |
|      | 選択課目（B）    | 20単位以上 | 600時間以上   |
|      | 合計（A+B）    | 67単位以上 | 2,010時間以上 |

（修得者課程）1年以上

|      | 課 目        | 単 位 数  | 時 間 数     |
|------|------------|--------|-----------|
| 必修課目 | —          | —      | —         |
|      | —          | —      | —         |
|      | —          | —      | —         |
|      | —          | —      | —         |
|      | —          | —      | —         |
|      | 理容（美容）技術理論 | 4単位以上  | 120時間以上   |
|      | —          | —      | —         |
|      | 理容（美容）実習   | 23単位以上 | 690時間以上   |
|      | 小計（A）      | 27単位以上 | 810時間以上   |
|      | 選択課目（B）    | 7単位以上  | 210時間以上   |
|      | 合計（A+B）    | 34単位以上 | 1,020時間以上 |

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

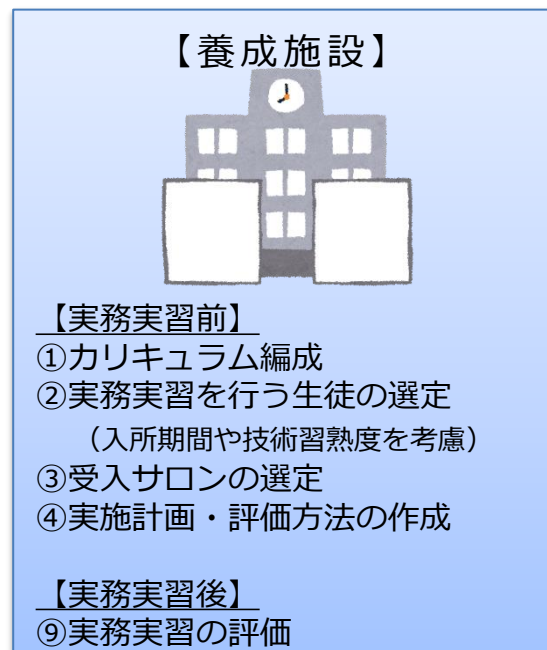
※ 選択課目においても、実務実習を実施する上での留意事項に準じて、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で、校外実習の実施が可能。

# (参考) 現行の理容実習・美容実習における実務実習・校外実習の取扱いについて

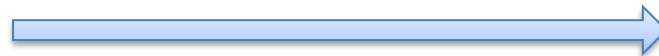
- 実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、実地に役立つバランスのとれた理容又は美容技術を身に付けさせるとともに、実務経験を通じて、専門的職業人としての自覚を促すことを目的に、生徒の技術習熟度に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理（美）容師を配置する理（美）容所において、従事する理（美）容師の指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で、理（美）容行為及びその附随する作業（実務実習）を行うことが可能。
- 養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成。
- 指導に当たる理（美）容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、養成施設が実務実習の評価を実施。
- 実務実習を実施する上での留意事項に準じて、選択科目において校外実習を行うことも可能。

（校外実習は、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で実施。）

## 実務実習の標準的な流れ



⑤生徒を理容所・美容所に送り出し



⑧生徒ごとの実務記録を作成・提出



（実務実習の留意点）

- ・1日当たりの時間数は、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案し、適切な時間数を設定。
- ・実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識の着用が必要。
- ・1人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下。

## 専門委員会での主な意見

### <実務実習について>

- 理容師・美容師の従事者数の減少、理容業・美容業の離職率が高まり、若い働き手が減少・離職する傾向にある中で、実務実習は、現場を知る貴重な経験として意義がある一方で、現場の悪い側面も知ることができるなど、理想と現実のギャップの解消に資する機会と考えられる。【委員】
- 実技実習では、受付業務や清掃など、実際に客に直接触れて施術させる機会は少なく、実技のスキルアップというより、サロンに就職したときのシミュレーションといった捉え方ではないか。【委員】
- 養成施設での公衆衛生学や消毒学などの座学に加え、基礎的な技術の習得が衛生的で高度な技術に繋がるのであり、簡単に実務実習を増やせばよいというものではないのではないか。【委員】
- 養成施設での学習で身につく技術と現場で生かせる生きる技術に大きな誤差がある。実務実習の時間について、養成施設に裁量を持たせても良いのではないか。【日本ビューティー創生本部（ヒアリング）】
- 上限時間を拡大した場合、サロンごとに教える内容に大きな差が生まれる、提供できるサービス・レベルが限られており顧客満足に繋がらない、生徒の管理が難しくサロン側の人員確保の手段とされる、といった懸念が考えられる。【養成施設（ヒアリング）】

### <選択課目について>

- 養成施設において特色ある教育を行うことができるよう、選択課目の内容を充実させていくべきではないか。【委員】
- 選択課目は、人材育成の側面が大きく、必要な教養を身に付ける重要な機会であり、履修単位の削減は望ましくないのではないか。【委員】
- 年間60時間以上必要な場合は、選択課目の校外実習で対応できると考える。【養成施設（ヒアリング）】

### <その他>

- 2年間で学んできた内容を1年で学ばせるのは、教育の現場で無理があるのではないかという懸念がある。【委員】
- 業態の多様化、サービスの多様化に合わせて教育内容を細分化すると、かえって制度全体の複雑化につながり、毎年制度を変えるような事態に繋がってしまうのではないか。【委員】

## 今後の課題の整理（案）

- 理容・美容サービスは、国民生活に欠かせないものであり、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要。
- また、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業が、将来にわたって若者にとって魅力的な職業であることが重要。
- 今後の養成制度の検討に当たっては、少子高齢化が進展する中で、理容業及び美容業の担い手を各地域で安定的に輩出するとともに、近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが重要。

## 【18歳人口の推移】

約112万人（2022年）▶約96万人（2035年）▶約82万人（2040年）  
（出典）学校基本統計（文部科学省）、日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生中位・死亡上位）（国立社会保障・人口問題研究所）

## 【理容業・美容業の若年従事者数の推移】※34歳以下の数値

理容業：18,710人（2010年）▶7,150人（2020年）  
美容業：103,700人（2010年）▶85,470人（2020年）  
（出典）国勢調査（総務省）

## 【近年の離職動向】

| 調査結果                                                        | 調査名                                                                                |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ・初職が美容師の方の就業期間 3年未満：36.7%                                   | 美容サロン就業実態調査（2024年）                                                                 |
| ・初職からの転職先 美容師：55.4% 美容関連以外：27.9%                            | （出典）リクルート ホットペッパービューティー                                                            |
| ・3年目までの離職者の割合<br>生活関連サービス業、娯楽業：62% 全産業：45%                  | 新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和3年3月卒）                                                         |
| ・3年以内に理容所・美容所を退職した者の割合 40.9%<br>（うち、他の理容所・美容所に転職した割合 46.4%） | （出典）厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室<br>理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況<br>（出典）（公社）日本理容美容教育センター |

## 【検討の視点】

## ①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進

- ・コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会確保

## ②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進

- ・理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進

## ③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進

- ・人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策
- ・ICT技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進

## ④平成29年改正に関連した課題への適切な対応

- ・通信課程における面接授業の特例の見直し（新設した修得者課程との均衡等）

○第3回専門委員会までの議論を踏まえ、以下の論点項目について、今後の対応の方向性をご議論いただきたい。（各論点に係る制度の現状、これまでの議論及び今後の対応の方向性案は次頁以降のとおり。）

## 主な論点項目（案）

1. 必修課目と選択課目の履修内容について【検討の視点①②関連】

2 - 1. 養成施設における実習のあり方について【検討の視点①②関連】

2 - 2. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について【検討の視点②関連】

3 - 1. 同時授業の特例の取扱いについて【検討の視点③関連】

3 - 2. 遠隔授業の実施について【検討の視点③関連】

4. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（平成29年改正関連）【検討の視点④関連】

## 2-1. 養成施設における実習のあり方について

### <今後の検討の方向性（案）>

#### 【共通（必修科目・選択科目）】

- 消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階で、現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性が増している。まずは、一定の条件の下で理容行為又は美容行為を行うことが可能であることを含め、現行の関連制度（実務実習と校外実習）の積極的な活用を周知することとしてはどうか。

#### 【選択科目（専門教育科目）】

- 養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する科目の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数・授業時間数の上限について、「教科科目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択科目（専門教育科目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲へ見直すこととしてはどうか。

（上限時間の目安の改正イメージ） ※選択科目の単位の内訳は法令等で規定していないため、下図の単位は便宜的に記載したもの。

|         | 教科科目 | 単位数（授業時間数）  | うち校外実習     |
|---------|------|-------------|------------|
| 一般教養科目群 | ・・・  | 8単位（240時間）  | －          |
| 専門教育科目群 | ・・・  | 2単位（60時間）   | 0時間        |
|         | ・・・  | 2単位（60時間）   | 0時間        |
|         | 総合技術 | 8単位（240時間）  | 1/5 → 48時間 |
|         | 小計   | 12単位（360時間） | 48時間       |
| 合計      |      | 20単位（600時間） | 48時間       |



|         | 教科科目 | 単位数（授業時間数）  | うち校外実習     |
|---------|------|-------------|------------|
| 一般教養科目群 | ・・・  | 8単位（240時間）  | －          |
| 専門教育科目群 | ・・・  | 2単位（60時間）   | 0時間        |
|         | ・・・  | 2単位（60時間）   | 0時間        |
|         | 総合技術 | 8単位（240時間）  | 1/5 → 72時間 |
|         | 小計   | 12単位（360時間） | 72時間       |
| 合計      |      | 20単位（600時間） | 72時間       |

#### 【必修科目（実務実習）】

- 実務実習は、理容師・美容師養成の骨格となる必修科目（実習 900時間）の一部に位置付けられている趣旨を踏まえつつ、養成施設の判断において、地域の理容所・美容所との連携の下、実践的能力等の習得に向け、より効果的な教育を実施するための工夫として、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることについて、どのように考えるか。

（参考）現行の120時間（年間60時間×2年）は、実習全体の約1割に相当。

実習全体の2割 ⇒ 180時間（年間90時間）、同3割 ⇒ 270時間（年間135時間）

- なお、上限時間の拡充を検討する場合、受入先の理容所・美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備について、併せて検討が必要と考えられるが、どのように考えるか。

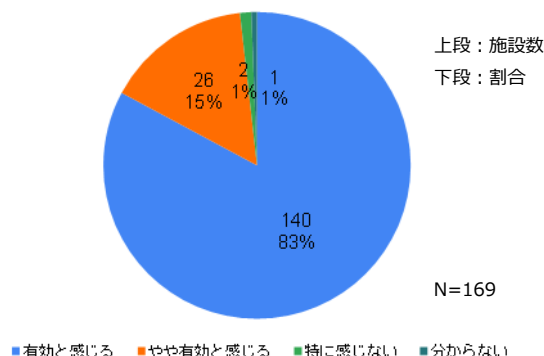
(参考)

## 2-1. 養成施設における実習のあり方について（続き）

### （参考2）美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告 調査2（抜粋）

問2 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。

現行の美容所における実務実習は有効だと感じていますか。



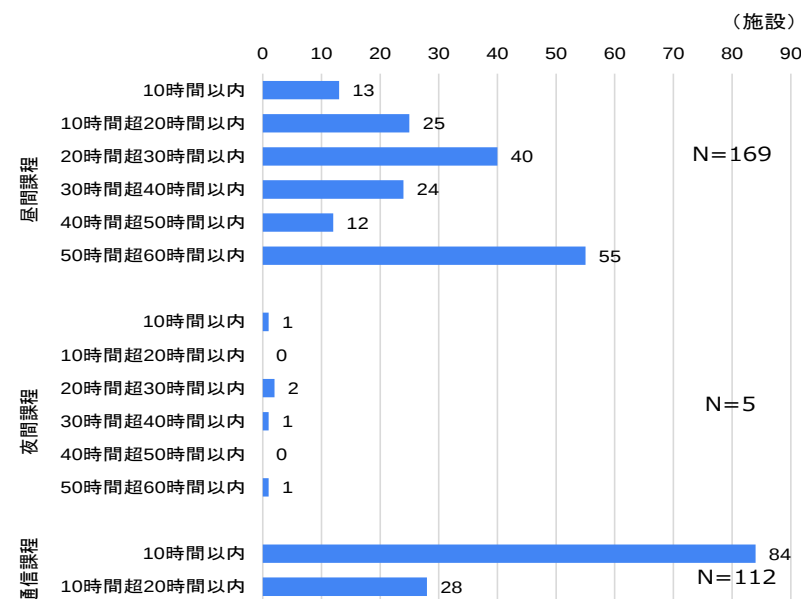
■ 問2で各項目を選択した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

【「有効と感じる」と回答した施設（140施設）】

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（66施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（60施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（29施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（17施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（9施設）

問4 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。

美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせください。



問9 実務実習において、見直した方が良いと思う点や改善した方が良くと思う点について、教えてください。

■ 回答のあった79施設（回答対象243施設）の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

【実務実習制度の見直しや改善点】

- ・実務実習制度の周知不足（生徒が美容行為を行えること 等）（14施設）
- ・実務実習の上限時間の増加（12施設）
- ・受入サロン側の実務実習制度に対する更なる理解（5施設）
- ・実務実習の上限時間の縮小（2施設）
- ・実務実習の1日当たりの上限時間の設定（1施設）

【養成施設における実習状況の見直しや改善点】

- ・受入先における指導内容等の統一・調整（11施設）
- ・受入サロンの確保・充実（9施設）
- ・実務実習前における養成施設での十分な指導（3施設）
- ・実務実習ではなく養成施設内での美容実習の充実（2施設）